

平成 29 年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="299 516 1160 737">北 陸 地 方 整 備 局 地 質 ・ 土 質 調 査 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="513 1446 943 1514">平成 2 <u>9</u> 年 4 月</p> <p data-bbox="943 1843 1329 1875">最終改正 平成 2 <u>9</u> 年 4 月 1 日</p>	<p data-bbox="1555 516 2415 737">北 陸 地 方 整 備 局 地 質 ・ 土 質 調 査 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1768 1446 2199 1514">平成 2 <u>8</u> 年 4 月</p> <p data-bbox="2199 1843 2585 1875">最終改正 平成 2 <u>8</u> 年 4 月 1 日</p>	

地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表

平成 29 年度改正	現 行	備 考
<p>第108条 主任技術者</p> <p>1. 受注者は、地質・土質調査業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>2. 主任技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。</p> <p>3. 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：<u>建設-土質及び基礎</u>、又は<u>応用理学-地質</u>）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第 602 条第 2 項から第 4 項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を主任技術者としてすることができる。</p> <p>4. 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。</p> <p>5. 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</p>	<p>第108条 主任技術者</p> <p>1. 受注者は、地質・土質調査業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>2. 主任技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。</p> <p>3. 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：<u>建設一般並びに土質及び基礎</u>、又は<u>応用理学一般及び地質</u>）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第 602 条第 2 項から第 4 項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を主任技術者としてすることができる。</p> <p>4. 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。</p> <p>5. 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</p>	

地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表

平成 29 年度改正	現 行	備 考
<p>第109条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：<u>建設-土質及び基礎</u>、又は<u>応用理学-地質</u>）、建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、RCCM（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>(3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</p> <p>(4) 照査技術者は、設計図書に定める又は<u>監督</u>職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。</p> <p>(5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ<u>主任</u>技術者に提出するものとする。</p> <p>3. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>第110条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。</p> <p>2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p>	<p>第109条 照査技術者及び照査の実施</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。</p> <p>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：<u>建設一般並びに土質及び基礎</u>、又は<u>応用理学一般及び地質</u>）、建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、RCCM（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>(3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</p> <p>(4) 照査技術者は、設計図書に定める又は<u>調査</u>職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。</p> <p>(5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ<u>管理</u>技術者に提出するものとする。</p> <p>3. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>第110条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。<u>ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に8名までとする。</u></p> <p>2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p>	

地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表

平成 29 年度改正	現 行	備 考
<p>第118条 成果物の提出</p> <p>1. 受注者は地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。</p> <p>3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。</p> <p>4. 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成 28 年 10 月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】（国土交通省・平成 28 年 10 月）」に基づくものとする。</p> <p>第 141 条 新技術の活用について</p> <p><u>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</u></p> <p><u>受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</u></p> <p><u>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26 年3 月28日、国官総第 344 号、国官技第319 号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成26 年3 月28 日、国官総第 3 4 5 号、国官技第 3 2 0 号、国営施第 1 7 号、国総施第 1 4 1 号）による必要な措置をとるものとする。</u></p> <p><u>1. 受注者は、発注者指定型によりNETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</u></p> <p><u>2. 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</u></p>	<p>第118条 成果物の提出</p> <p>1. 受注者は地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。</p> <p>3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。</p> <p>4. 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領 <u>(案)</u>（国土交通省・平成 20 年 12 月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン <u>(案)</u>【地質・土質調査編】（国土交通省・平成 22 年 8 月）」に基づくものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	

地質・土質調査業務共通仕様書 新旧対照表

平成 29 年度改正	現 行	備 考
<p>第204条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）</p> <p>(2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成28年10月）に従い柱状図に整理し提出するものとする。</p> <p>(3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。</p> <p>(4) コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。</p> <p>第403条 成果物 試験結果及び保存用試料は、JIS A1219（標準貫入試験方法）及び地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成28年10月）に従って整理し提出するものとする。</p>	<p>第204条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）</p> <p>(2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領（<u>案</u>）（国土交通省・平成20年12月）に従い柱状図に整理し提出するものとする。</p> <p>(3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。</p> <p>(4) コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。</p> <p>第403条 成果物 試験結果及び保存用試料は、JIS A1219（標準貫入試験方法）及び地質・土質調査成果電子納品要領（<u>案</u>）（国土交通省・平成20年12月）に従って整理し提出するものとする。</p>	